

第5章 相談体制の整備等

【目指すべき姿】

都民一人ひとりが、自身や家族等が認知症になってからも必要な時に適切な相談支援を受けられることができ、孤立することがない。

【現状と課題】

<日常的な相談支援>

- 認知機能の低下がみられる人、認知症のある様々な状態の人とその家族等が、必要な社会的支援につながれるよう、相談体制を整備するとともに、職場や近所、友人などの身近な関係でも認知症について気軽に話ができる地域づくりを推進する必要があります。
- また、多くの区市町村が認知症ケアパス（相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのかについて、流れをあらかじめ標準的に示したもの。）を作成しており、認知機能の低下がみられる人、認知症のある様々な状態の人とその家族等に、適切なタイミングで届くようにする必要があります。
- 認知症のある人や家族等が、診断後早い段階で他の認知症のある人やその家族に出会い、その経験に触れられるよう、ピアサポーターによる相談を推進することも重要です。
- 地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として区市町村が設置しています。
- 認知症疾患医療センターは、各地域において認知症のある人とその家族等を支援する体制を構築するために、医療機関相互や医療と介護の連携の推進役として東京都が指定しています。
- 都内2か所の若年性認知症総合支援センターは、ワンストップ相談窓口としての若年性認知症のある人と家族等への相談支援やサービス調整、ピアサポーターによる本人支援などを実施しています。
- 判断能力が十分でない方々が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護保険サービスの利用援助や日常的な困りごとについて、気軽に相談できる窓口が求められます。

<家族介護者等への相談支援>

- 認知症になってからも家族と安心して暮らせるようにするためには、身近な地域で、

必要な医療・介護・生活支援等を受けることができ、家族介護者等の負担も軽減されることが重要です。（再掲）

- 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）などの地域密着型サービス事業者には、支援ノウハウを活かした地域における認知症ケアの拠点としての役割のほか、地域に開かれた透明性の高い事業運営を期待されており、国は令和3年度に「認知症伴走型支援事業」を創設しました。
- 東京都は、平成21年度から「認知症地域支援ネットワーク事業」により、認知症支援拠点として地域の認知症のある人と家族等を支える介護サービス事業者の取組を促進する区市町村を支援しています。
- 家族介護者は、老老介護、ダブルケア、8050問題、孤立など複合した課題を有する場合もあります。
- ヤングケアラーについては令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーの定義（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）や、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象であることが明記されました。
- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、関係機関・団体等が緊密に連携して早期に気づき、適切な支援につなげることが求められます。
- 令和12年には全国で、家族を介護する人のうち、約4割がビジネスケアラーに、介護離職者も11万人となることを見込まれます。
- 高齢化の進展に伴い、働き盛り世代の家族介護者が今後も増加していくものと考えられ、介護者の仕事と介護の両立支援が必要です。

【施策の方向】

＜日常的な相談支援の充実＞

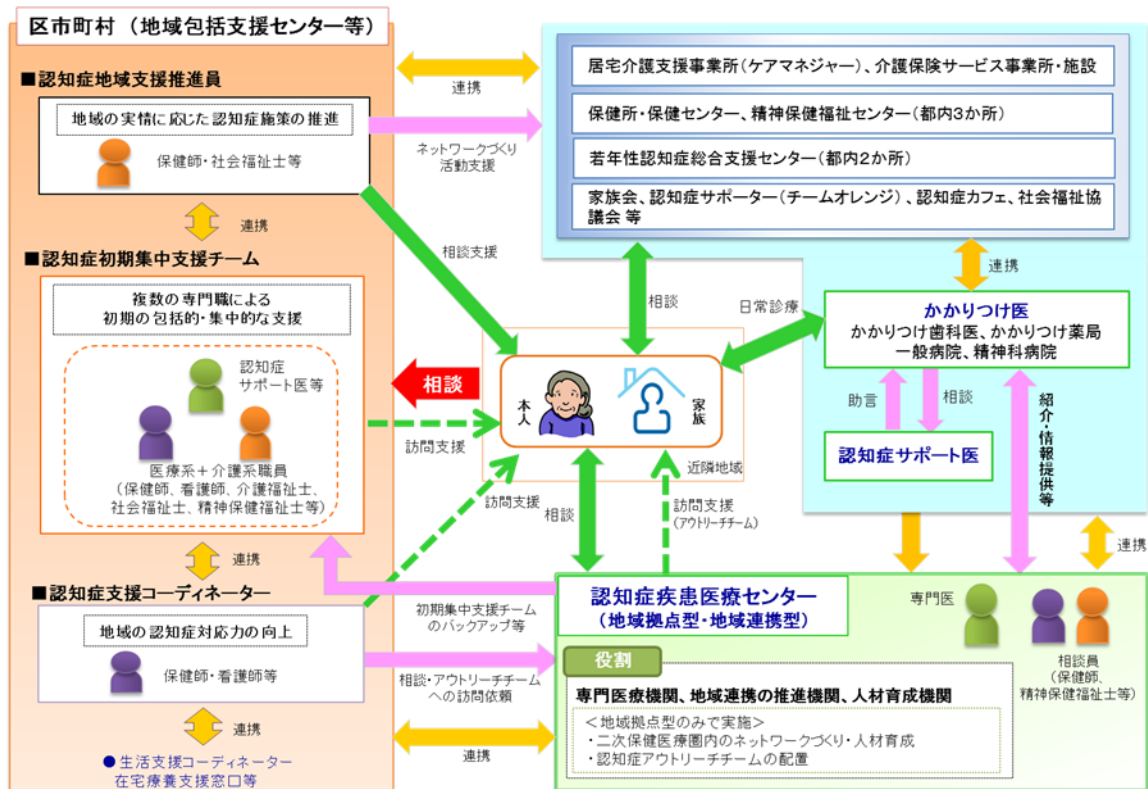
- 地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、東京都若年性認知症総合支援センターなどによる相談支援機能の向上を図ります。
- 区市町村が作成する認知症ケアパスなどの情報が、適切なタイミングで必要な方に届くよう、検診後の支援の仕組みづくりなどを進めます。
- 各地域で身近な相談窓口の設置が進むよう、福祉サービスの利用相談や権利擁護に関する取組を行う区市町村等へ支援を行います。
- 東京都社会福祉協議会と区市町村社会福祉協議会が連携して、認知症高齢者等で判断能力が十分でない方々に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行い、利用者の生活と権利を守る取組を支援します。

- 単身の高齢者などが、判断能力があるうちから将来の生活への準備ができるよう、終活等を支援する総合的な相談窓口を設置し、任意後見などの必要な制度等へとつなぐ体制整備を行う区市町村を支援します。(再掲)

＜家族介護者等への相談支援の充実＞

- 介護者支援の拠点となる医療機関と連携した認知症カフェの設置や家族会の活動の支援など、地域の実情に応じて、認知症のある人と家族等の支援に取り組む区市町村を支援します。(再掲)
- 認知症支援拠点として地域の認知症のある人と家族等を支える介護サービス事業者の取組を促進する区市町村を支援します。
- 民間団体と連携し、家族介護者が心理的に孤立しないよう、家族介護の経験がある人が相談員として対応する電話相談を実施します。
- ヤングケアラーへの支援については、令和4年度に立ち上げた子供政策総合推進本部の下に設置されている、関係局で構成する「子供政策連携推進チーム」において、子供・子育て家庭が直面する複雑化・複合化した課題の一つとして取り上げており、組織横断的に取り組んでいきます。
- 令和5年度に開設したホームページ「ヤングケアラーのひろば」を活用して広く社会に向けて情報を発信し、普及啓発の取組を進めていきます。
- 児童・介護・医療・障害・教育分野等の多機関連携促進のため、ヤングケアラー支援推進協議会の設置・運営を行うとともに、支援機関の連携のつなぎや助言等を行うヤングケアラー・コーディネーターの配置促進支援として、区市町村に対する補助を行います。
- 介護支援専門員の法定研修において、ヤングケアラーを含む家族等に対する支援の重要性や目的、関連する支援施策の動向等に関する知識や理解を深めるための講義と演習を実施しています。
- 相談のしやすい場の整備として、ピアサポート等の悩み相談、家事支援ヘルパー派遣等を行う団体、悩みや経験を共有するオンラインサロンを設置運営する団体を支援する東京都ヤングケアラー相談支援等補助事業を実施していきます。
- 企業・労働者双方に介護休業等の制度周知等を行うとともに、中小企業等による柔軟な働き方や職場環境の整備等を推進していきます。

東京都における認知症のある人と家族の生活を支える体制のイメージ図



資料：東京都福祉局高齢者施策推進部作成

【主な施策】

・高齢者権利擁護推進事業〈再掲〉〔福祉局〕

区市町村及び地域包括支援センターを対象とした専門職による相談支援や、区市町村職員、介護サービス事業所の管理者等に向けた研修を実施します。

・日常生活自立支援事業〈再掲〉〔福祉局〕

認知症高齢者等の判断能力が十分とは言えない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用に当たって必要な手続、日常的な金銭管理などについての支援を行います。

なお、本事業は本人との契約により実施されるため、内容を理解し、契約を締結することができる程度の判断能力のある人を対象とします。

・福祉サービス総合支援事業〔地域福祉包括〕〈再掲〉〔福祉局〕

住民に身近な区市町村が行う、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用に際しての苦情対応、判断能力が十分とは言えない人の権利擁護相談などの福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施するための体制整備を支援します。

・苦情対応事業〈再掲〉〔福祉局〕

利用者に身近な地域において実施される福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、利用者が安心して自ら福祉サービスを選択し利用することができるよう、福祉サービスの利用に際しての相談や苦情に適切に対応できる仕組みを整備します。なお、介護保険サービスに関する苦情については、原則として、区市町村の介護保険担当課や東京都国民健康保険団体連合会が優先します。

・ **単身高齢者等の総合相談支援事業〔地域福祉包括〕〈再掲〉〔福祉局〕**

区市町村が行う、単身高齢者等が元気なうちから将来の準備ができるよう、終活支援の総合的な相談窓口を設置し任意後見などの必要とする制度等へつなげる取組などを支援します。

・ **認知症疾患医療センター運営事業〔福祉局〕**

東京都が指定する「認知症疾患医療センター」において、認知症の診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の医療・介護関係者等との連携の推進、認知症のある人と家族介護者等への支援、人材の育成等を行うことにより、認知症のある人の地域生活を支える医療体制の構築を図ります。

また、地域拠点型認知症疾患医療センターに、区市町村と連携して、受診困難な認知症のある人等への訪問支援を行う認知症アウトリーチチームを配置します。

・ **若年性認知症総合支援センター運営事業〈再掲〉〔福祉局〕**

若年性認知症のある人、家族等、区市町村、地域包括支援センター等の専門機関に対するワンストップ相談窓口を設置することにより、若年性認知症のある人を早期に適切な支援に結び付け、若年性認知症特有の問題解決を図ります。また、発症初期から本人の状態に合わせた適切な支援を提供することができるよう、医療、介護、福祉、雇用など多様な主体の相互連携を促進し顔の見える関係を構築します。

・ **民間団体と連携した認知症家族介護者へのピア相談事業〔福祉局〕**

認知症のある人の家族介護者が心理的に孤立しないように、家族介護の経験がある人が相談員として対応する電話相談を実施します。

事業者コラム

事業者コラム

事業者コラム